

職場環境要件項目（介護）

	職場環境要件	法人としての取組
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	事業計画書の作成、経営計画発表会で事業報告を行っている。 朝礼（昼礼・夕礼）にて、経営理念等の読み合わせを行っている。
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	正規職員からパート職員まで、有資格にこだわらない幅広い採用を行っている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講料補助などの資格取得支援をしている。
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	新入職員から管理者となるまでの、介護教育プログラムを構築し、力量の獲得・明確化を図ることで、人事考課との連動につなげている。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等に整備	職員の事情、状況に応じた勤務形態に配慮している。
	有給休暇を取得しやすい雰囲気意識作りのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声掛けを行っている	前に希望をとり業務に支障が出ないようにすることで有給休暇を取得しやすい環境作りを行っている。
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	勤務形態に関わらず、全職員への健康診断、ストレスチェックを行っている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	事故防止マニュアル、苦情対応マニュアル等を作成し閲覧可能な場所に設置している。

	職場環境要件	法人としての取組
生産性向上のための取組	厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている	生産性向上推進委員会を立ち上げ、少なくとも3か月に1回の委員会活動を行っている。
	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている	清掃チェックシートを作成し、職場環境の整備を実施している。
	介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入	介護ソフトを導入し職員の業務負担軽減と業務の効率化に努めている。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎朝ミーティングを開き、情報の共有を行っている。 各事業所責任者による会議にて施設内情報共有を図っている。
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意などの情報を共有する機会の提供	各事業所責任者による会議にて施設内情報共有を図っている。